

-登録後の留意事項について-

貨物利用運送事業法等の規定に基づき、以下の事項にご留意ください。

1. 登録免許税の納付

事業の新規登録の場合は、登録免許税法第2条の規定に基づき、以下のとおり登録免許税を納付して下さい。

- ①税 目：登録免許税
- ②税 額：9万円
- ③納付署名：麴町税務署
(納付場所については、日本銀行、国税の徴収を行うその代理店、郵便局から納付可能です)
- ④納付期限：登録日以後1ヶ月以内

2. 変更手続き

貨物利用運送事業法第7条または39条の規定に基づき、以下の事項に変更のある場合は、「第一種貨物利用運送事業の事業計画変更認可申請」または「届出」を国土交通大臣または地方運輸局長あてに行ってください。

(事業計画)

- ①利用運送に係る運送機関の種類の変更
※ただし、異なる種別(第二種)の利用運送を行おうとする場合は別途許可となります。
- ②利用運送の区域又は区間の変更
- ③主たる事務所の名称及び位置の変更
- ④営業所の名称及び位置の変更
- ⑤業務の範囲の変更
- ⑥貨物の保管施設の変更
- ⑦利用する運送を行う実運送事業者又は利用運送事業者の変更

(利用運送約款)

貨物利用運送事業法第8条の規定に基づき、設定された利用運送約款に変更がある場合は、「第一種貨物利用運送事業の利用運送約款変更認可申請」を地方運輸局長あて行って下さい。

3. 事業の譲渡譲受、合併及び分割、相続

貨物利用運送事業法第14条の規定に基づき、事業の譲渡譲受、合併及び分割、相続を行った場合は、事後30日以内に「届出」を国土交通大臣又は地方運輸局長あて行って下さい。

4. 事業の廃止

貨物利用運送事業法第15条または第41条の規定に基づき、事業の廃止を行う場合は、事後30日以内に「届出」を国土交通大臣又は地方運輸局長あて行って下さい。

5. 事業者の氏名・名称・住所・国籍・役員の変更

貨物利用運送事業法施行規則第49条の規定に基づき、事業者等の氏名若しくは名称、住所又は国籍、法人であって役員に変更があった場合は、その旨の「届出」を国土交通大臣又は地方運輸局長あて行って下さい。

6. 事業の種別等の揭示

貨物利用運送事業法第9条の規定に基づき、以下の事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示して下さい。

- ①第一種貨物利用運送事業者である旨
- ②利用運送機関の種類
- ③運賃及び料金(消費者を対象とするものに限る。)
- ④利用運送約款
- ⑤利用運送区域又は区間
- ⑥業務の範囲

7. 事業報告書の提出(毎年)

貨物利用運送事業法第55条の規定に基づき、以下の区分に応じて国土交通大臣及び各地方運輸局長あてに報告書を提出して下さい。

報告対象者	提出先	報告書	提出時期
外航運送又は航空運送に係る貨物利用運送事業のみを経営する者	国土交通大臣	毎事業年度に係る事業概況報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業のみを経営する者	所轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業概況報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
外国人国際貨物利用運送事業のみを経営する者	国土交通大臣	前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
外国人等であって、内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業及び外国人国際貨物利用運送事業のみを経営する者	所轄地方運輸局長 国土交通大臣及び所轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業概況報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
上記以外の貨物利用運送事業を経営する者	国土交通大臣及び所轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業概況報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

様式及び記載要領は、国土交通省HPを参照下さい。